

# CSR REPORT (2018-2019)

---

*Iwase Cosfa Co., Ltd.*

*Corporate Social Responsibility 2018-2019*



より良いものを、世界へ。



岩瀬コスファ株式会社

代表取締役社長 岩瀬 由典

岩瀬コスファ株式会社は 1931 年に創業者の岩瀬健次郎が、伝統的な近江商人の精神「三方よし」を実践、84 年の歴史の中で「和と進歩」を社是に、企業理念として「美と健康を通じて、より多くの人々の、より多くの喜びに貢献いたします」を掲げ、社業の発展を通して社会貢献を目指して来ました。

21 世紀に入り、多様な価値観とともに、社会における企業のあり方が問われるようになりました。

当社は、これまでも、働きやすい労働環境への取組み、ISO14001 による環境保全の活動、ISO9001 による顧客満足の向上及び企業統治の強化、業界団体や研究機関並びに地域活動への参加、取り扱う商品の正確な情報提供などをそれぞれの分野において実施してまいりました。

今後、企業が担うべきサステナビリティをさらに追求するために、ISO26000（社会的責任に関する手引き）に準拠し社会的責任の中核主題として次の 7 つの項目について企業の社会的責任を明確にし、推進していきます。

- ① 企業統治（コーポレート・ガバナンス）
- ② 人権
- ③ 労働慣行
- ④ 環境
- ⑤ 公正な事業活動（コンプライアンス）
- ⑥ 消費者の権利
- ⑦ 地域社会への参画



そのために、社内はもとより社外に対して経営方針に社会的責任を明らかにし公表します。また、その確実な実施のために CSR 推進室を設置し、一丸となって関係方々とともに CSR 活動に取り組めます。

私たちは、「美と健康を通じて、より多くの人々の、より多くの喜びに貢献いたします」の理念に基づく社会貢献を通じてサステナブルな社会の実現を目指しています。また、人権を尊重し、事業活動の透明性、ステークホルダーとの対話と協働を通じて、社会の課題と期待に応える活動を展開し、人々の美しさ、健やかさを創造する経営を推進します。

## 1. お客さまへ

- ・法令の順守をしっかりと行います。
- ・顧客情報や個人情報適切に取り扱います。
- ・正確な商品情報を提供します。
- ・顧客や取引先の要望に応え得る知識と技術の向上を目指します。

## 2. パートナー企業さまへ

- ・公正、公平、適正な取引を、誠実さを持って行います。
- ・労働基準法、国際労働機関（ILO）並びに国際連合による国際基準や条約を遵守します。あらゆる形態の強制労働及び有害で危険な児童労働を行わない事はもちろん、取引先等がそれらを行なう事も認めません。また、そのような労働により生産された原材料もしくはそれらを使用した製品を購入することはありません。

## 3. 従業員のみなさんへ

- ・労働安全に配慮し、働きがいのある快適な職場環境づくりを行います。
- ・コミュニケーションを重視し、透明性の高い組織づくりを目指します。
- ・女性の登用を推進します。

## 4. 環境への配慮

- ・環境保全活動を推進します。
- ・環境負荷の少ない製品の普及に努めます。

## 5. 社会貢献 / 地域貢献活動

- ・地域の一員として、地域や社会との関わりを大切にしていきます。
- ・地域貢献活動、社会貢献活動に積極的に参加していきます。

## 6. 報告

- ・上記の内容に準じ、社内外に取り組みを認知してもらうために、1年に1回CSR報告書を発行します。

# 我が社のCSR活動について

当社が優先的に取り組むべき課題を抽出する為に「CSR運用管理表」の策定と評価を実施しています。

CSR運用管理一覧表

2018/1/1～2019/3/31

改定：2018年3月29日

CSR課題	取組む課題(CSR目標)	実施項目	責任者	SDGsとの関連					評価	
企業統治	1 関連規程の整備	1 関連諸規程の見直し、改定	経営層(経営企画)	8	16					完了済
		2 稟議規程の運用確認	経営企画	8	16					完了済
人権	1 女性の管理職への積極登用(積極登用のための環境整備)障がい者の雇用	1 女性管理職(5等級S・M職以上)の数値目標の設定 障がい者法定雇用率達成	経営層(総務部)	17	10	10				障害者雇用率達成 女性管理職登用済
労働慣行	1 働き方改革への取り組み	1 ノー残業デーの取り組み(2/週)2018年度に試行中。(定着への問題点等把握)	総務部	3	8					完了済
		2 政府新法案への対応(調査・論点等把握)	総務部	3	8					完了済
環境	1 省エネ、カーボンニュートラル	1 環境に対し直接的・または間接的に環境負荷やリスクを低減出来る原料資材の利用促進、RSPO(パーム油の持続可能な使用)・CDP(カーボンディスクロージャープロジェクト)への参加	薬粧部	3	9	12	13	14	15	実施済
公正な事業活動	1 コンプライアンス(汚職の防止、独占禁止法の順守、反競争的行為の禁止、著作権、特許権の尊重、など)のルールを倫理規定に定め、関係者に教育する。	1 CSR調達への取り組み 仕入先への働きかけ	薬粧部	10	11	15	16	17		実施済
		2 従業員への教育。(テキスト配布・講義)	推進室	4	5	16				実施済

CSR運用管理一覧表

2019/4/1～2020/3/31

作成：2019年4月4日

CSR課題	取組む課題(CSR目標)	実施項目	責任者	SDGsとの関連					
企業統治	1 関連規程の整備	1 関連規程の運用確認、改定	経営企画	8	16				
		2 経理規定の作成	総務部	8	16				
	2 CSRレポートの公表	1 CSRレポートの作成	CSR推進室	17					
人権	1 女性活躍の為の環境整備障がい者の雇用	2 女性活躍推進法(エル星取得)障がい者法定雇用率達成	経営層(総務部)	5	8	10			
労働慣行	1 働き方改革への取り組み	1 ノー残業デーの取り組み(1/週+2/月)2019年度も継続。	総務部	3	8				
		2 東西従業員代表らと役員との懇談会	CSR推進室	8					
		3 働き方改革法案への積極対応(例:勤務間インターバル制度導入検討)	総務部	3	8				
環境	1 省エネ、カーボンニュートラル	1 環境に対し直接的・または間接的に環境負荷やリスクを低減出来る原料資材の利用促進、RSPO(パーム油の持続可能な使用)・CDP(カーボンディスクロージャープロジェクト)への参加	総務部	3	9	12	13	14	15
公正な事業活動	1 コンプライアンス(汚職の防止、独占禁止法の順守、反競争的行為の禁止、著作権、特許権の尊重、など)のルールを倫理規定に定め、関係者に教育する。	1 CSR調達への取り組み 仕入先への働きかけ	薬粧部	10	11	15	16	17	
		2 従業員への教育。(テキスト配布・講義)	CSR推進室	4	5	16			
地域社会への参画	1 地域社会の経済的/社会的発展を改善する。教育機関への寄付	1 CSR私募債への取組み(一定利息分を地域学校に寄付)	総務部	4	11	17			



## SDGsへの取組み

SDGs への取組みを行っています。SDGs とは 2015 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な世界を実現する為の 2030 年までの国際目標」です。



### ① [環境] 省エネ、カーボンニュートラルへの取組み

環境に対し直接的または間接的に環境負荷やリスクを低減出来る原料資材の販売目標を設定しました。

『環境に配慮した原材料（エコ商品）の定義』

- (1) 原料またはその資材自身が環境に対し直接的または間接的に環境負荷やリスクを低減出来るもの
  - ① 植物由来
  - ② 使用時に加熱工程を含まない
  - ③ 生産工程の短縮化が可能
  - ④ 廃棄素材からの精製品
- (2) 環境リスクの低減と防止が可能であると思われるもの
  - ⑤ 環境に対して負荷のより少ないもの

#### 《2018年実績》

エコ商品定義	目標(kg)	実績(kg)
(1)-①	504,100	519,847
(1)-②	3,000	
(1)-③	11,100	11,921
(2)-⑤	2,500	4,975
全社販売目標 518,000kg に対し 実績 536,743kg (103.6%)		

#### 《2019年目標》

エコ商品定義	目標(kg)
(1)-①	556,600
(1)-②	2,000
(1)-③	21,300
(2)-⑤	300
全社販売目標 580,200kg	

### ② [環境] 当社は次の活動に参加しています。



RSPO持続可能なパーム油の為の円卓会議



CDP カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト

### ③ [公正な事業活動] コンプライアンスルールと関係者へのCSR調達の取り組み

「岩瀬コスファ サプライヤー倫理要綱」を策定し、同意書にご賛同のご署名をお願いしています。「企業の社会的責任 (CSR)」を「サプライチェーン一体となって取り組むべき課題」と捉え、CSR 課題に対する組織的対応を強化するため、大切なパートナーであるサプライヤー様にも理解を求めてまいります。

### ④ [地域社会への参画] 教育機関への寄付

2019年4月25日に大阪府内で初となる大阪シティ信用金庫 SDGs 私募債「絆 = "Kids"Na」を発行しました（発行金額 200,000,000 円）。発行金額の 0.2% に該当する物品を学校等に寄付する寄付型私募債です。今回は当社会長岩瀬健治の母校でもあり、学区内に大阪本社が所在しております大阪市立開平小学校にアコーディオン 4 台を寄贈し、5月30日に同校にて贈呈式典が執り行われました。引き続き当社が推進する SDGs 活動の一環として、長年お世話になっております地域への貢献に努めてまいります。

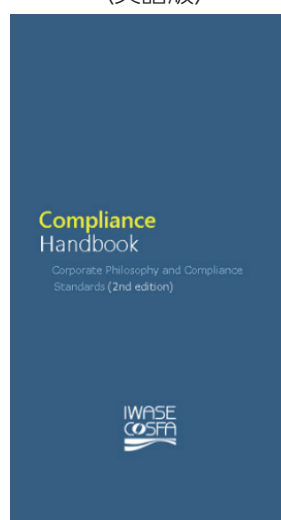


### ⑤ [公正な事業活動] 従業員への教育・コンプライアンスハンドブックの配布

役員、従業員、派遣社員を含めすべての社内関係者に 1 冊ずつ配布しています。



〈英語版〉



## § 2018年～2019年のCSR関連トピックス

◎ 2019年3月5日 SEMTA 監査 (Sedex Members Ethical Trade Audit) を実施しました。

ビューローベリタスジャパン株式会社によって SMETA 4 Pillar Audit (SMETA の 4 領域監査) を行い、結果は SEDEX (Supplier Ethical Data Exchange) の共同プラットフォームで希望する全世界の企業に共有されています。

## § 社会貢献活動

### ■ 大阪大学未来基金

大阪大学未来基金の社会ロボット研究基金に協力しております。



### ■ iPS 細胞研究基金

「美と健康」を創業以来理念とし、人々の美しさ、健やかさを創造する経営を推進する当社は iPS 細胞の医療応用研究 (京都大学 iPS 細胞研究所 CiRA [サイラ]) に賛同し、協力しております。

### ■ 「大阪大学会館設立」に協力致しました。

当社の創業と大阪大学の創立が同じ年であることのご縁もあり、70周年、80周年と記念事業に協力して参りました。

### ■ みちのく未来基金

東日本大震災において被災し、両親またはどちらかの親を亡くされた子どもたちの進学を支援するための奨学基金である「みちのく未来基金」に賛同し、支援企業として継続的な援助をしております。



### ■ 被災地への支援

- ・平成30年7月 西日本豪雨 義援金  
日本赤十字社を通じて義援金を寄付しました。
- ・平成30年9月 北海道胆振東部地震災害 義援金  
日本赤十字社を通じて義援金を寄付しました。
- ・平成30年9月 台風21号 義援金  
赤い羽根募金 (中央共同募金会) を通じて義援金を寄付しました。

### ■ スモーキーマウンテン少年野球育成プロジェクト (SMBP) の立ち上げに協力しました。

2012年より毎年スポンサーとして協賛しており今後も支援してまいります。マニラのスモーキーマウンテンエリアにある野球場で現地の子供達に向けて交流を行っています。(日本プロ野球名球会よりご同行頂き野球指導を重ねています)

#### 〈活動目的〉

将来大人になった子供達が、野球を通じ、自ら「恒久的な世界平和を達成するための行動」を起こしていく。そんな子供達をより多く作りたい。多くの種を蒔くことにより、その種が将来上記行動に繋がるようなつぼみとなり より多くの花を咲かせることを目的としています。

他の協力団体：日本プロ野球名球会、デサント、JCI マニラ

## ■ ブルークローバー・キャンペーン

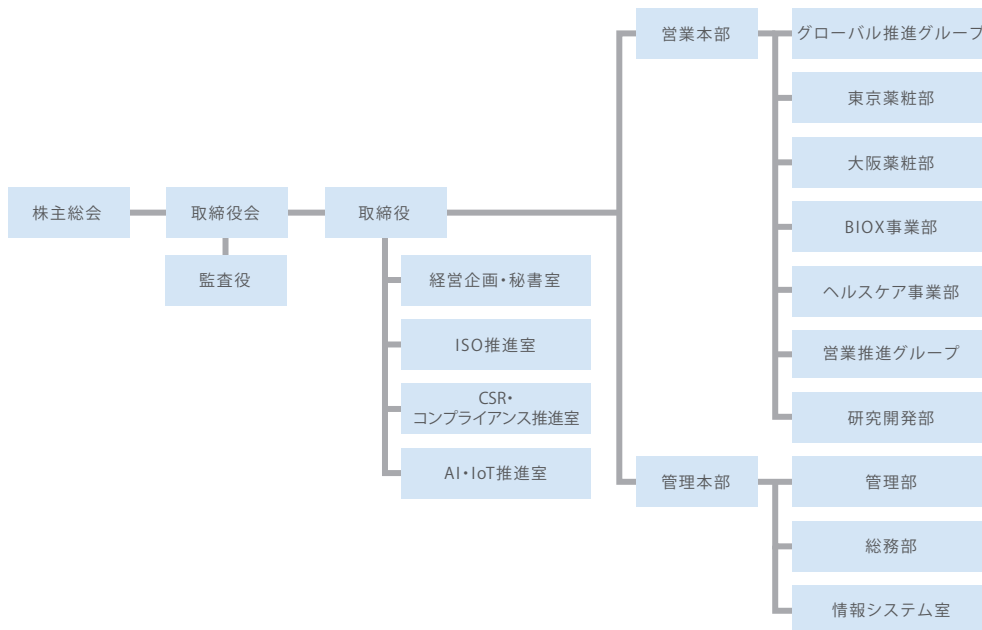
前立腺がんの正しい知識や、「早期発見・適切治療」の大切さを伝えていく「ブルークローバー・キャンペーン」の活動に「BLUE CLOVER JOYX OPEN」への協賛を通じて協力しております。



■ 大阪市より事業系廃棄物の減量推進及び適正処理における当社の活動に対して感謝状が授与されました。



## ◎ CSR 推進体制（コーポレートガバナンス体制）（組織図）



## ◎当社が参画しているサステナビリティ情報プラットフォーム



Eco Vadis



SEDEX (Supplier Ethical Data Exchange)

・現在、国連グローバル・コンパクト及び10原則（GC10）の趣旨に賛同し、「グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン」への加入申請を進めています。



## ◎資源消費量データ

項目	種類	2018年	2019年
		1月～12月	1月～7月
石油類使用量 (L)	ガソリン	11,034	5,011
ガス使用量 (m3)	都市ガス	95	43
	LPG	81	32
電力消費量 (Kwh)		392,705	202,861
再生エネルギー使用量 (Kwh)		0.00	0.00
水使用量(m <sup>3</sup> )	市水	767	549
	地下水	0.00	0.00
排水量 (m <sup>3</sup> )	工場排水	0.00	0.00
	下水道	767	549
水のリサイクル量(m <sup>3</sup> )	再生水	0.00	0.00
産業廃棄物排出量 (t)	廃プラ	3.44	4.15
	汚泥	3.33	1.15
	廃油	7.28	3.35
	廃酸	0.00	2.15
	金属屑	0.15	13.88
	木屑	30.47	2.62
	紙屑	0.12	0.03
	廃アルカリ	0.00	0.00
	ガラス屑	0.00	0.02
有害廃棄物排出量 (t) (特別管理廃棄物)	PCB	0.00	0.00
	アスベスト	0.00	0.00
	有害産廃	0.00	0.00
リサイクルしている廃棄物と量 (t)		0.00	0.00
廃棄物の埋立処理量 (t)		0.00	0.00
総生産量又は取扱量		0.00	0.00

### 《内部通報制度のご案内》

#### 【通報の方法】

メール・電話・書面 (FAX も可)・面談

#### 【通報窓口】

##### ① 【CSR・コンプライアンス推進室】

専用メールアドレス：helpline@cosfa.co.jp

女性専用メールアドレス：helpline-forlady@cosfa.co.jp (女性担当者が対応します)

電話：06-4708-3316 FAX：06-4708-3416

##### ② 【当社顧問弁護士】

きっかわ法律事務所 山本幸治弁護士

専用メールアドレス：iwase-cosfa-helpline@kikkawalaw.com

専用電話 & FAX：06-6201-2900 (電話受付時間：平日 10:00～17:00)

## — 付 録 —

### コンプライアンスハンドブックの内容（コンプライアンス規範）

（目 的）

第1条 本規範は、当社が業務を遂行するにあたり、法人または法人に属する個人として行動するうえで遵守すべき基本的な事項を定め、社会から信頼される企業となることを目的とするものである。

（定 義）

第2条 諸法令及び社内諸規程等を遵守すると共に、ビジネスマナーを守り、社会ルールに沿った責任ある行動をとることを当社におけるコンプライアンスと規定し、当社においてはコンプライアンスを最優先として業務を遂行する。また、国際的な指標として、2015年国連サミットで採択されたSDGs（エスディーゼーズ：Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）に賛同し取り組みを進めるほか、国連グローバル・コンパクトの定める4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則、ETI（Ethical Trading Initiative）の行動規範、及び2015年英国現代奴隷法第54条の定めを遵守する。

（適用対象者）

第3条 本規範は、当社の全ての役員、従業員（契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣社員及びその他当社業務従業者を含む）に適用される。（行動規範）

第4条 当社の行動規範は次のとおりとする。

#### 1. 高い企業倫理の保持・人権の尊重

- ・国際社会の一員としての自覚を持ち、高い企業倫理と社員倫理を保ち、社会人としての良識と責任をもって行動する。
- ・個人の基本的な人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害などに基づく差別をしない。
- ・従業員の団結権と団体交渉権を認める。また、会社役員と従業員代表の定期的なコミュニケーションを行う。

#### 2. 職場環境

- ・当社役員および従業員が、その能力を十分発揮できるよう、お互いに相手を尊重すると共に、自由に意見を交え、創造的、効率的でかつ快適な職場環境を作る。
- ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど個々の人格を無視した、公序良俗に反する行為を行わない。
- ・清潔で安全な職場環境を維持し、労働災害の防止に努める。また、自らの健康維持に努める。

#### 3. 各種法令等の遵守・違法行為の禁止

- ・常に各種法令を認識し、その遵守を徹底する。
- ・違法行為はその予備的行為も含め一切行わない。
- ・他の役員又は従業員等に対して違法行為の指示、命令、教唆又は強要は行わない。
- ・他の役員又は従業員等に対して違法行為の許可、承認又は黙認は行わない。

#### 4. 営業活動

- ・誠意を持って全てのお取引先に公正且つ公平に接し、適切な条件で取引を行なう。
- ・法令等の遵守はもとより、健全な取引慣行、社会通念に従った営業活動を行なう。

#### 5. 利益相反行為及び公私のけじめ

- ・会社の資産や保有情報を会社の業務目的以外で使用しない。
- ・在職中または退職後を問わず、会社情報を不適正に利用することにより、会社に損害を与える、あるいは自己又は第三者の利益を図る、等の行為をしない。
- ・会社の承認を得ないで、他の職業に従事しない。
- ・会社の承認を得ないで、非公開の取引先又は投資（検討）先株式を取得しない。

#### 6. 贈答・接待

- ・公務員やこれに準ずる者に対し、その職務に関し金銭、贈物、接待その他の経済的利益を供与しない。
- ・エージェント、アドバイザー、コンサルタント等に対する支払が公務員やこれに準ずる者への違法な働きかけのために使用される場合、そのような支払いを行わない。
- ・取引先等の役員等との間で、社会通念を超える金銭、贈物、接待その他の経済的利益の授受をしない。金額的基準としては最高でも1000米ドルまでとする。

#### 7. 情報の取扱い

- ・会社の秘密情報及び顧客情報は厳重に管理し、これを第三者に漏洩しない。又、会社の業務目的以外のために、これら情報を使用しない。
- ・個人情報保護を徹底し、漏洩や目的外使用を行わない。
- ・第三者から開示を受けた秘密情報も会社情報と同様に取り扱う。
- ・コンピュータソフトウェアの無断コピーなど他人の知的財産権を侵害する行為をしない。
- ・投資家の投資判断に著しい影響を及ぼす、当社及び取引先等の重要事実を知った場合は、その情報が公表されるまでは、その株式等の売買（インサイダー取引に該当する）を行わない。
- ・他人の営業秘密の不正取得や使用など不正競争を行わない。

#### 8. 内部統制

- ・原則、毎月1回取締役会および経営会議を開催する。取締役会は関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、経営に関する重要事項についての決定を迅速に行う。経営会議は、職務執行における意思統一と事業活動の遂行にかかる調整を図るとともに、経営に関する事項について審議し取締役会に付議する。
- ・株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録、稟議書及び各帳票類等の重要書類は、適切に保存及び管理を行い、適時閲覧可能な状態を維持する。

#### 9. 会社資金と会計処理

- ・会社の資金、資産は適切に管理し、正当な業務目的にのみ使用する。簿外に資金や資産を保持しない。
- ・会計処理は正確性を常に維持し、適時・適切に行う。虚偽又は誤解を招く帳簿の記載を行わない。
- ・適正な会計処理を確保し、財務・会計報告の信頼性を維持するため、販売・会計に係る内部統制システムを整備し、継続的に必要な是正を行う。

#### 10. 政治献金

- ・政治献金や各種団体等への寄付などを行う際は、政治資金規正法などの関連法令を遵守し、正規の方法に則っておこなう。

#### 11. 社会貢献

- ・地域社会や国内・国際社会との調和を図り、ステークホルダーとの友好関係を築くと共に、豊かで住み良い地域社会や国内・国際社会の実現のため積極的な社会貢献を推進する。

12. 環境保全
  - ・環境保全に関する法令を遵守し、ISO14001維持活動を通じて環境保全に積極的に関わる。
13. 反社会的勢力への対応
  - ・反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応する。
  - ・反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引もしない。
14. 強制労働・児童労働の排除
  - ・労働基準法はもとより、国際労働機関（ILO）並びに国際連合による国際基準や条約を遵守する。あらゆる形態の強制労働及び健康的な発達を妨げたり有害で危険な児童労働を行わない事はもちろん、取引先等がそれらを行なう事も認めない。また、そのような労働により生産された原材料もしくはそれらを使用した製品を購入することは無い。
15. 報告及び処分
  - ・役員および従業員がこの規程に違反する行為若しくはその疑義を発見したときは、コンプライアンス委員会事務局（コンプライアンス推進室）若しくは、社内・社外通報窓口へ報告・相談しなければならない。
  - ・役員および従業員は、違反の有無に関する事実調査に協力しなければならない。

（教育、指導）

第5条 会社、役員並びに各職位は、自ら本規範を遵守すると共に、従業員が本規範を遵守するように適切な教育を行い、また指導監督する責任を負う。

（違反についての処置）

第6条 調査により、役員および従業員の違反行為が明らかとなった場合、違反者及びその監督責任者は、就業規則などに基づく懲戒処分を受けることがある。会社及び経営者は、違反行為に関する報告を行った役員および従業員、また事実調査に協力した役員および従業員に対し不当な扱いをしないほか、当該個人が他の役員及び従業員から不当な扱いを受けないよう最善の注意を払う。

（改 廃）

第7条 本規範の改廃は、コンプライアンス推進室にて立案し、コンプライアンス委員会での協議を経て取締役会の決議により実施する。

## 岩瀬コスファ サプライヤー倫理要綱

2019年10月

1. CSRの推進・社会貢献・組織統治
  - ・自らの企業活動が社会に与える影響と社会的責任を的確に認識しCSR活動を推進すること
  - ・ステークホルダーを尊重し、そのCSRにも配慮すること、以って社会全体の健全で持続可能な繁栄に貢献すること
  - ・経営の意思決定にCSRの視点を反映する仕組み作り、組織統治に積極的に取り組むこと
2. 法令順守・公正取引・企業倫理
  - ・企業活動において国際規範・社会規範に反することなく、公正・公平に業務遂行すること
  - ・それぞれの国の法令などを順守すること（商法、独禁法、下請法、労働関係法、個人情報保護法、外為法など）
  - ・物品の輸出入に関して法令等を遵守し、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行うこと
  - ・あらゆる利害関係者への贈賄賂を禁止すること（違法な贈与、支払、対価、金銭的または金銭以外の利益供与など）
  - ・反社会的な個人、団体とは関係を遮断し、不当な要求を拒絶し、資金提供を行わないこと
3. 人権尊重・労働・安全衛生
  - ・国籍、人種、信条、社会的身分、性別、年齢、宗教、門地、障がい、婚姻、妊娠、育児・介護、LGBT、などを理由としたあらゆる差別やハラスメント等非人道的な扱いを防止すること、またその為に研修などの対策を実施すること
  - ・児童労働、奴隷労働、強制労働、虐待、人身取引など、あらゆる差別や人権侵害を禁止すること
  - ・紛争鉱物規制に対し、責任ある調達を推進し原則として使用しないこと
  - ・労働安全衛生について、法令を順守すると共に、全ての従業員に対し適切な健康管理を行い安全で働きやすい職場の実現に努めること
  - ・長時間労働を防止する為、労働時間を管理し且つ適切な賃金を支払うこと
  - ・労働者の団結権と団体交渉権を認め、労働紛争を解決する努力を行うこと、また労働者や労働者の代表者と定期的にコミュニケーションを行うこと
4. 環境保全
  - ・法令に定められた環境基準を遵守すること、産業廃棄物の適正処理を行う等、環境保全に努めること
  - ・気候変動への対策として、エネルギー効率の向上及び資源の消費の最小化を追求すること。また、温室効果ガスの排出は企業レベルで現状を把握し、削減に取り組むこと。
  - ・環境方針を策定し、ISO14001などの環境マネジメントシステム規格の認証を取得すること
  - ・グリーン調達、グリーン購入を推進し、環境負荷低減に努めること。
  - ・自然保護など生物多様性保全のための取り組みを推進すること
5. 品質・安全性の保証
  - ・品質マネジメントシステム規格(ISO9001等)の認証を取得するなど品質保証活動を推進し、継続的に改善を行うこと
  - ・各国地域で定める安全品質基準および業界基準を満たすこと。また、含有化学物質を適切に管理し法令を順守すると共に想定されるリスクの低減に努め、製品安全を確保すること
6. 機密及び情報セキュリティ対策・知的財産保護
  - ・機密情報、個人情報等は正当な方法で入手するとともに、適切に管理し情報の漏洩や紛失の防止に努めること
  - ・第三者の知的財産権を保護・尊重し、不当に侵害しないよう関連法令・規則などの順守を徹底すること
7. 情報開示・コミュニケーション・地域社会
  - ・事業活動の内容、財務状況、業績、リスク情報などをステークホルダーに適時開示し、信頼関係に基づき協働すること
  - ・相談者・通報者が、保護され報復を恐れることなく、相談や通報ができる仕組み(相談・通報窓口等)を開設・運用すること
  - ・事業活動を行う地域コミュニティにおいて、地域住民との対話やコミュニティへの適応を進めることを目的として、活動範囲を決め企業の経営資源を活用した支援活動を実施し、積極的に社会貢献に取り組むこと

※サプライチェーン全体の価値を向上させるために、積極的な取り組みを進めていただくこと、また本要綱の内容を貴社の取引先にも伝達し、遵守を促進、また遵守状況を確認し、取引先と一緒にCSRに取り組んでいただきますよう、ご理解とご協力を要請します。CSRへの取り組み状況をモニタリングする為アンケートを実施させて頂き、調査の結果、課題のある取引先様については改善を依頼させて頂く場合があります。

## 岩瀬コスファ株式会社

---

■東京本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング1階  
Tel. 03-6841-3456(代) Fax. 03-6848-3456

■大阪本社 〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番11号  
Tel. 06-6231-3456(代) Fax. 06-6231-8109

発行/2019年10月 お問い合わせ/CSR・コンプライアンス推進室